

ルワンダ国際刑事裁判所(ICTR)と被疑者の人権： 手続違反の救済について

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2017-10-03 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 稲角, 光恵 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/2297/4459

ルワンダ国際刑事裁判所 (ICTR) と被疑者の人権

——手続違反の救済について

稲角光恵

- 一 はじめに
- 二 逮捕及び抑留の手続と被疑者の人権
 - 1 公判前手続
 - 2 仮逮捕及び仮抑留の手続
 - 3 被疑者の人権
- 三 被疑者の仮逮捕又は仮抑留における手続違反
 - 1 裁判部の消極的姿勢
 - 2 Kajelijeli 事件
 - 3 Barayagwiza 事件
 - (1) 事件の概要
 - (2) 一九九九年一月三日決定
 - (3) 二〇〇〇年三月三十一日決定
- 四 人権侵害の救済措置
 - 1 裁判権への影響
 - 2 違反に対する救済措置
 - 3 責任主体の分断
- 五 おわりに

一 はじめに

一九九四年一月一日から同年二月三十一日までの間にルワンダ領域で行われたジェノサイド及び他の国際人道法の重大な違反の責任を有する者並びに近隣諸国の領域で行われた同様の違反の責任を有するルワンダ国民の訴追のための国際刑事裁判所（以下、ICTR）の設立が決定されたのは、一九九四年一月八日であった。⁽¹⁾ 裁判所が機能開始した直後は、同様に国連安保理決議に基づき設立されたアド・ホック国際刑事裁判所である旧ユーゴ国際刑事裁判所⁽²⁾（以下、ICTY）が被疑者の身柄確保を最大の課題としていたのに対して、ICTRは関係各国の協力を得て被疑者の身柄確保という面では成功し、好調に滑り出したかと思われた。しかし、ICTRでは続々と被疑者の身柄が確保されながらも刑事手続が円滑に行われず、裁判が滞る事態が発生していた。⁽³⁾ ICTRにおいては適正手続の確保が大きな課題とされたのである。

ICTRの設立から一〇年以上が経過した今、アド・ホック国際刑事裁判所に加えて常設的な国際刑事裁判所⁽⁴⁾（以下、ICC）なども始動し、ますます国際的な刑事裁判が実施される機会は増えている。国際的な機関であるこれらの裁判所においては、各国の国内裁判所の模範として、国際的な人権保障を十分に確保することが要求される。⁽⁵⁾ 国家元首など、通常は裁判権からの免除を享有する者であっても国際的な刑事裁判所では訴追可能とされるなど、各国の国内裁判所とは別格とされ、優れた裁判機関であることが期待されているのである。

ICTRは設立から一〇年が経過し、将来裁判所としての使命を終結させることが予定されているが、同裁判所の評価を行う一助として、被疑者の人権保障の問題に如何に対処したか考察する。グァンタナモ湾における違法な抑留や、CIAによる違法な逮捕及び拷問に関する報道など国家当局の権限濫用による違法な人権侵害が注目を集める昨今であるが、被疑者の人権保障の中でも違法な逮捕又は抑留の禁止は重要であり、特に正式な起訴が行われ

る前の逮捕及び抑留において適正手続が行われるように注意を払う必要がある。本稿では、国際的な刑事裁判手続における被疑者の人権保障の中でも、公判前の逮捕及び抑留、特に正式な起訴が行われた被告人ではなく、仮逮捕又は仮抑留の対象とされうる被疑者に保障⁶⁾されている人権に注目して検討する。

次章では国際的な刑事裁判に至る手続の概略を説明し、特に逮捕及び抑留並びに裁判所への身柄引渡の手続における裁判所及び関係当局が取る措置内容とともに、被疑者に保障されている人権を概括する。次に第三章では、具体的な事例を題材として人権侵害が公判に与える影響を探る。事例としては、被疑者の人権侵害に対する救済措置が議論を呼び、関係国から犯罪者の処罰徹底を要求する圧力を受け、ICTRの運営に大きな混乱の危険性をもたらした *Baryagwiza* 事件をはじめとして、特に仮逮捕又は仮抑留の違法性が審議された事例を検討する。第四章では、これら事例を踏まえ、国際的及び国内的諸制度が分断していることから、各国の国内裁判所に比較して被疑者の人権侵害の救済手段が限られてしまう可能性を明らかにする。なお、本稿では「国内裁判所」と明記しないかぎり、「裁判所」とは国際的な刑事裁判機関を指すものとする。また、本稿では、被疑者の罪責の有無ではなく、捜査当局による被疑者の人権侵害の疑いがある事例がどのように処理されたかに注目する。被疑者の人権侵害との関係で管轄権の所在及び責任を有する主体が不明確であるが故に救済が困難であることを明らかにし、現行制度の弱点を指摘した上で将来の国際刑事裁判のあり方について提言することが本稿の目的である。

二 逮捕及び抑留の手続と被疑者の人権

本章では、主に公判前の手続と被疑者に保障されている人権を検討する。特にICTRの裁判所規程（以下、ICTR規程）並びにICTR手続及び証拠に関する規則（以下、手続証拠規則）⁷⁾を中心にして説明し、逮捕及び抑留に関する明文の人権条項の欠如が問題の一要因であることを明らかにする。

1 公判前手続

一般的に刑事手続は、警察当局による事件捜査を経て、検察官の要請を受けて裁判所が発する令状に基づき被疑者が逮捕及び拘禁され起訴され、裁判所において被告人の罪責が審議され、有罪又は無罪の認定に基づき刑が決定されるという形で進む。裁判を実施するためには、欠席裁判の場合を除き、まず被疑者の身柄が確保されなければならない。しかし、ICTRには被疑者の身柄の確保を専門とする警察機構が存在しないため、国家に依存せざるをえない。すなわち、ICTRの検察局が第一次的に捜査や起訴状の提出を行うが、諸国の領域に存在する被疑者の身柄を確保してタンザニアのアルーシャにて開廷しているICTRの前に引き出すことや、犯罪行為地又は被疑者の逃亡先での証拠収集を行う際には、諸国の協力が不可欠とされるのである。例えば逮捕は、被疑者が存在する地の領域国の当局により行われる場合と、派遣されたICTR検察官の立会いの下で行われる場合とがある。しかしいずれにしても現地当局の協力は必要である。

この点、諸国は国連加盟国としてICTRを設立した安保理決議及びICTR規程第二八条に基づき被疑者の逮捕若しくは抑留又は引渡といった協力を行う義務を負っている。また、裁判所への引渡(surrender)は、国家間の犯罪人引渡(extradition)とは理論上区別されている。実際には、多くの国が国家間引渡に関する法を準用しているのが実情であり、同様に、引渡の許容条件を裁判所への移送についても適用することを定めている国もある。しかし、ICTR手続証拠規則の規則第五八も、規程第二八条上の諸国の義務は、関係国の国内法又は引渡条約のいかなる法的障害にも優先することを定めているように、諸国にはICTRに協力する義務があるのである。

このようにICTRへの協力が法的義務とされているのであるが、一連の刑事手続の一部の執行が他の国家当局の関与に依存している分、ICTRは国内裁判所とは異なる配慮を必要とされている。また、刑事手続が異なる国際法主体によって分担して行われることは、後述するように被疑者の人権保障を確保する上でも、違法な手続の被

害を被った被疑者の救済を困難とする要因ともなりうるのである。

2 仮逮捕及び仮抑留の手続

次に、ICTRにおける被疑者の仮逮捕及び仮抑留の手続について説明する。特に裁判所の発する令状に基づかず検察官の要請により実施される仮逮捕及び仮抑留については、次章で紹介する多くの事例においても被告人から違法性が主張されたことから、その要件等を検証する必要がある。

アド・ホック国際刑事裁判所では、逮捕及び抑留並びに裁判所への引渡といった強制措置の対象者としては被告人を想定しており、常に起訴が先んずる形で手続が行われることを意図しているが、例外的に起訴がまだ行われていない段階で、すなわち「被告人」ではなく「被疑者」を対象として身柄の強制的確保を要請することが許容されている。アド・ホック国際刑事裁判所では、令状なしの仮逮捕及び仮抑留が可能である。ICTR手続証拠規則の規則第四〇は、被疑者の仮逮捕を関係国に要請する権限を検察官に与えている。

ICTR手続証拠規則の第四〇(A)に基づき、緊急の場合、検察官は諸国に対して被疑者を仮逮捕し拘束すること、証拠を収集すること、被疑者又は被告人の逃亡や証拠の破壊などを阻止するためにその他必要なあらゆる措置をとるよう要請することができる。このことから、仮逮捕及び仮抑留を検察官が要請しうるには、二つの条件を満たさなければならぬと考えられる。第一に「緊急性」と、第二に、対象者が「被疑者」であることである。ICTR手続証拠規則第二条A項により「被疑者」とは、裁判所に管轄権がある犯罪をその者が犯したと思われることを示す信頼できる情報を検察官が有している者である。したがって、仮逮捕の合法性を検証するにあたり、対象とされた者が犯罪を行った蓋然性を示す信頼できる証拠を検察官が保持していたかが問題とされうる。そのため被疑者がICTRの管轄権下の犯罪を犯したと思われる「信頼できる情報」があることが、仮逮捕及び仮抑留の第二

の条件と解されるのである。

さらに規則第四〇(A)は、これらの検察官の要請に応じることを諸国の義務として定めている。B項に基づき、被要請国が被疑者を拘束し続けることが困難である場合には、検察官は裁判官に対してICTRに被疑者の移送を命じるよう要請することができる。そのような場合には、移送時から被疑者は規則第四二に掲げられるすべての権利を享有し、裁判部に検証を求めることができる。⁽⁹⁾ 裁判所がその旨決定する場合又は検察官が移送後二〇日以内に起訴状を提出しない場合には、被疑者は釈放されなければならない。⁽¹⁰⁾ このように検察官には仮逮捕を要請する権限が認められたが、被疑者の引渡を国家に直接要請する権限は与えられていないのである。裁判所への被疑者の引渡を命令し要請する権限は、裁判所にある。

ここで紹介した規則第四〇の手続は、あくまでも仮措置であり、例外的な手続であると考えられる。ICTR規程及び手続証拠規則では、基本的には起訴状が確認されると同時に逮捕状が交付され、当該令状に基づき協力を要請された関係国が被告人の身柄を確保し、ICTRに移送するという手続が想定されていた。手続証拠規則は、この通常手続とは別に、緊急の場合には裁判所の発する令状がなくとも仮逮捕及び仮抑留を可能にする例外的な手続を定めたのである。

以上のように緊急用の手続が定められたが、ICTRはこの手続証拠規則では問題が生じることを実践から学んだ。規則第四〇(B)に基づく被疑者の移送命令は、逃亡の危険性といった被要請国において被疑者を拘束し続けることが困難な状況にあることが明白になった場合などに例外的に発せられるものとして位置づけられていた。そのため、あくまでも原則的には裁判所が起訴に基づき被告人の正式な逮捕及び引渡命令を出すことが要求されていたのである。起訴までは被疑者の抑留は国家に委ねられ、ICTRへの被疑者の身柄引渡は例外的にのみ可能とされていたのであり、国家からICTRが身柄引渡を受けるためには起訴の手続を迅速に行わなければならなかつ

た。しかしICTRは、裁判所の管轄権に属する犯罪を犯した被疑者の多くが、裁判所が起訴するよりも前に諸国により逮捕される状況に直面した。そのため、起訴が成立する前の被疑者の引渡及び抑留について新たに定めをおく必要にかられ手続証拠規則を見直し、ICTY及びICTRの両裁判所とも新たに規則第四〇bisを制定したのである。

一九九六年五月一五日に新たに挿入された手続証拠規則の第四〇bisは、被疑者の移送及び仮抑留の手続について定める。同規則A項は、被疑者の移送及びICTR留置施設における仮抑留を命令するよう裁判官に要請する権限を検察官に認めた。これにより被疑者のICTRへの移送の可能性が拡大されたのである。ICTRへの移送及び仮抑留の条件は、第一に、国家が被疑者を拘束した又は検察官が規則第四〇に基づき国家に仮逮捕を要請したと、第二に、被疑者が犯罪を犯したと考えられる信頼できる一貫した証拠が存在すると裁判官が判断すること、第三に、捜査等のために被疑者の仮抑留が必要な措置と裁判官が判断することである。⁽¹¹⁾同規則C項は、仮抑留は被疑者がICTRに移送された後三〇日間を超えない期間で行うことを認める。H項は、いかなる場合においても仮抑留の合計期間は九〇日を超えてはならず、それまでに起訴が行われ逮捕状が発せられないかぎり被疑者は釈放され又は適当な場合には要請が行われた国の当局に戻されなければならないと定めていた。この文言に従うならば、被要請国において仮抑留された期間とICTRにおける仮抑留の期間との両者の合計が九〇日間を越えてはならないこととなる。しかし後にH項は、「いかなる場合においてもICTRにおける仮抑留の合計期間はICTRへの移送後九〇日を超えてはならない」と文言修正された。これは、九〇日間の期限内に被要請国からICTRに被疑者が移送されない事態の頻発を受け、仮抑留の期間制限をICTRへの移送が実現した時点から計算するように変更されたのである。被疑者の移送及び仮抑留の命令書には、仮抑留の期限及び被疑者の権利に関する記述が明記されており、同条E項に基づき命令及び検察官の要請の写しは被疑者になるべく早く渡されなければならない。

被疑者の権利という面では、手続証拠規則の規則第五(B)から五九の規定の適用を受ける。したがって、仮逮捕の時点において被疑者は命令及び被疑者の権利の告知を受けなければならないと解されている。⁽¹²⁾被疑者はICTRに移送後、弁護人の援助を受け、仮抑留中、裁判部に対して仮抑留の適法性や被疑者の釈放に関わる訴えを提起することができる。⁽¹³⁾

3 被疑者の人権

次に刑事手続において被疑者に保障されている人権を検討する。被疑者の人権で一般的なものとしては、拷問又は残虐な刑を受けない権利、恣意的に逮捕され又は拘禁されない権利、被疑事実の開示を受ける権利、迅速に起訴又は釈放される権利、弁護人と面接する権利など、諸条約で認められたものは多々ある。ICTR規程及び手続証拠規則にも被疑者の人権を定める規定はある。例えば、公正な裁判を保障するICTR規程第二〇条は、自由権規約第一四条に類似する。しかし、本稿が考察する逮捕及び抑留に関わる人権について見るならば、ICTR規程には自由権規約第九条に類似する定めが挿入されていない。自由権規約第九条は被疑者の身体の自由を保障し、逮捕又は抑留の手続について定める人権条項である。自由権規約第九条第一項は、恣意的な逮捕又は抑留を禁止し、何人も法律で定める理由及び手続きによらない限り身体の自由を奪われないことを保障する。同条第二項は、逮捕時に逮捕理由を告知され、自己に対する被疑事実を速やかに告げられる権利を定める。同条第三項は、逮捕され又は抑留された者が官憲の面前に速やかに連れて行かれ、妥当な期間内に裁判を受ける権利を、同条第四項は、抑留が合法的であるか否かを遅滞なく裁判所によって審議される権利を、第五項は違法な逮捕又は抑留に対する賠償を受ける権利を定めている。このような逮捕及び抑留に関わる人権はICTR規程の諸条文に反映されていると考えられるとはいえICTR規程には明文で定められていないことが、後に紹介する事例での裁判所の混乱を助長したと

思われる。例えば、ICTR規程及び手続証拠規則は、違法な逮捕又は拘留に対する賠償について定める規定はないが、ICTRは自由権規約第九条五項に違反しているとされるのであろうか。

ICTR規程などに詳細な人権条項が定められていないとしても、ICTRが国際的に認められた被疑者の人権基準を遵守することが不可欠であることは国連事務総長も強調するところである。⁽¹⁴⁾ 多数国間条約で設立されたICCもまたその規程のみならず、適用可能な諸条約及び国際法規則を適用するものである。⁽¹⁵⁾ したがって、国際的な裁判所は自由権規約など国際的に認められた人権に配慮しなければならない。

三 被疑者の仮逮捕又は仮拘留における手続違反

一九九〇年代に設立されたアド・ホック裁判所は第二次世界大戦の戦後処理の一環で行われたニュルンベルグ及び極東裁判後、初めて国際的な刑事裁判を行うものであったことから諸事項に不慣れであった。特にICTRにおいては、被疑者の数の多さなどからか、手続全般において混乱が見られ、必要な手続が踏まれない例が多発した。しかし手続の違法性を指摘する被告人からの抗弁に対して、当初ICTRは被要請国が実施した手続の合法性審理や違法性の認定を行うことについて消極的であった。しかし上訴裁判部においてそのような態度を改める傾向が見られる。この問題が大きく表面化したのが後に紹介するBarayagwiza事件である。当該事件の決定は、その後にも被告人が続々と違法手続の存在を訴えることにもつながり、ICTRにおける適正手続の問題に注目を集めたものである。本章ではBarayagwiza事件をはじめとして被疑者の仮逮捕及び仮拘留の合法性が争われた事例を検討する。なお、本稿で注目するのは各被疑者の有罪又は無罪の判断ではなく、同人に対して行われた公判前手続の違法性に関するICTRの判定とそこで認定された救済手段であるため、被疑事実については詳細な検討を省く。

1 裁判部の消極的姿勢

初期のICTR裁判部では、手続の違法性の認定を事実上回避する姿勢が強かったと考えられる。後に紹介する上訴裁判部とは異なり下級審の裁判部では被要請国における手続の違法性について判断を回避する傾向が見られた。

例えば *Nziroera* 事件は、後述する *Barayagwiza* 事件と同じく正式な起訴及び逮捕令状ではなく、仮逮捕の手続を通じて身柄が確保された事例である。当該事件においても逮捕の「緊急性」について疑問が残っていた。当該事件において裁判部は、裁判官によって発布された先の逮捕及び抑留命令が手続証拠規則の規則第四〇の下で条件とされる「緊急性」を黙示的に認めたものであるとして、逮捕の違法性を主張する被告人の抗弁を却下した。⁽¹⁶⁾しかし、仮逮捕の違法性を主張する被告人の抗弁の意図は、そのような命令の適法性を争うものであったと思われるが、命令の根拠とされる「緊急性」を示す証拠及び情報の有無を検証することなく判示した点は、検討が足りない⁽¹⁷⁾と批判される。そもそも適正手続及び人権保障の観点からは、通常の手続ではなく仮措置を講じることが認められるのは、例外的な場合に限定すべきと考えられ、そのような例外的な措置が講じられた場合には、注意深く検証する必要があると考えられる。この点、本件において裁判部が十分な検証を行ったか大変疑問である。

また、同事件において、裁判部は、仮逮捕を実施した国の法に従って実施された以上、被疑者の仮逮捕に関する法的状況について審理する管轄権を持たないと判示した。同様にICTRの他の事件においても、刑事手続の実施主体が国家であったことを根拠に違法性を審理する権限を否定する判断が多く見られた。*Nyiramasuhuko* 事件においては、令状なしの証拠調査と押収の違法性が問題とされたのに対し、捜査及び押収がいかなる主体が行ったとしても、それは現地ケニア当局の管理下でケニア当局の立会いの下でのみ実施可能であったことを理由として裁判部

は判断を回避した⁽¹⁷⁾。さらに、Nzirorera 事件では、要請を執行し、かつ要請を執行する当局を管理するのは主権国家であり、逮捕、抑留、証拠収集及び押収については被疑者は被要請国の法に基づいて同国に対して救済を求めることができる⁽¹⁸⁾とした。このように ICTR は ICTR の要請に協力する国の行動態様を問題とすることには消極的であった。Semanza 事件においても、ICTR に移送される前の被疑者の人権侵害については審議しないと第三裁判部は判断回避したのである⁽¹⁹⁾。しかし Semanza 事件については、後に上訴裁判部が被要請国における手続違反についても人権侵害を認定し、救済措置として減刑を認めるに至った。このように、下級審による判断回避の姿勢は上訴審で批判されるのである。

2 Kajelijeli 事件

次に、下級審の裁判部では人権侵害の存在が否定されながら、上訴裁判部が人権侵害を認定し救済を与えた例として、Kajelijeli 事件を紹介する。本件では、最終的には Barayagwiza 事件の例にならない刑の減刑が認定された。

ジェノサイド罪及び人道に対する罪の容疑で起訴された Juvenal Kajelijeli に対する公判では、被告人の罪責とは別に、逮捕状なしの逮捕並びに被疑事実の通知が行われなまま三ヶ月にわたり抑留されたことが問題とされた。また、被疑事実が告知された後にも弁護人が選任されるまでの五ヶ月及び公判までの七ヶ月にわたる抑留も違法性が主張された。これらの人権侵害を根拠として、被告人は ICTR の管轄権を否定する抗弁を提起したのである⁽²⁰⁾。

本件の被告人 Kajelijeli は一九九七年にベナンに入国し難民の地位を申請していたが、一九九八年六月五日、同国で逮捕され抑留された。Kajelijeli は、前述の Nzirorera を仮逮捕するためにベナン当局が Nzirorera 氏の自宅を訪れた際に現場に居合わせ、Nzirorera とともに逮捕された。当局は、一見すると Nzirorera の仮逮捕権限を有していたが、Kajelijeli の逮捕権限を有していたと言えるであろうか。Nzirorera の逮捕の現場に居合わせた Kajelijeli は、

自らの身元について証明できなかったため、拘束されたものと思われる。拘束の翌日、ルワンダにおけるジェノサイド罪への関与の容疑で Kajelijeli の拘束を継続することが検察官から要請された。したがって Kajelijeli は、当初、令状又は検察官からの要請もない状態で逮捕された後、抑留二日目からは ICTR 手続証拠規則第四〇下の検察官からの要請に基づき仮抑留されたと解釈される。しかし、彼を被疑者と判断した情報については、単に逮捕対象者との関係が推定されたことを根拠としていたのではとも疑われている。⁽²¹⁾ Kajelijeli 氏の逮捕について「緊急性」が存在したとしても、「信頼できる情報」が存在したとはいえないため、手続証拠規則第二一(A)で定義されている「被疑者」に該当せず、仮逮捕の対照とされてはならなかったと弁護側が考えたのも無理はないとも言われる。⁽²²⁾ これに対して検察側は「信頼できる情報」の有無については、検察官の裁量事項に関するものであり、証拠として公判で示すべき時に開示すると述べるにとどまった。⁽²³⁾ さらに裁判部も二〇〇〇年五月八日の決定において、逮捕の要請を受けた被要請国が国内法に従い逮捕を実施するのであり、それは被要請国の責任にて行われると判示し、⁽²⁴⁾ 被疑者の仮逮捕は規則第四〇(A)(i)に基づき合法に行われたと認定した。

次に被疑事実の通知及び弁護人選定並びに冒頭審問の遅滞についてであるが、Kajelijeli に対しては、一九九八年八月二九日まで正式な起訴が行われず、ベナンから ICTR に身柄が移送されたのは同年九月九日であった。その後、弁護人が選任されたのは一九九九年二月二日であった。しかし裁判部はそれらの遅滞の責任は自ら弁護人の援助を受ける権利を放棄した被告人にあると判断した。当該決定では被告人のどのような行為が遅滞に寄与したと裁判部が判断したか明確にされておらず、⁽²⁵⁾ 検証を困難にしている。裁判部はいかなる人権侵害も存在しなかったとして被告人の抗弁すべてを却下したのである。

下級審の裁判部が人権侵害の存在を否定したの対して、上訴裁判部は被告人の主張を一部認め、人権侵害の存在を認定した。ただし当該決定において上訴裁判部は六月五日の令状なしの逮捕を問題とせず、六月六日の検察官が

らの要請が信頼できる情報に基づいていた点から逮捕を合法とした点は、前述の下級審決定と同じく疑問が残る。しかし、逮捕理由を速やかに通知しなかった逮捕の態様は適正手続に反するとし、上訴裁判部は、同人がベナン当局の下で九五日間、その内、逮捕状又は起訴が行われるまでは八五日間拘束されていたことを問題視した。⁽²⁶⁾ 上訴裁判部は、起訴又は冒頭審問もなくベナン当局の下で行われた八五日間の抑留は、「不法であり、裁判所規程及び規則並びに国際人権法の違反である」と判断した。⁽²⁷⁾ さらに、この違反は、ICTR手続証拠規則第四〇及び第四〇bisに従って仮逮捕及び移送のために迅速に要請を行うことを怠ったことを根拠としてICTR検察局に責任が帰属すると判断した。⁽²⁸⁾

また、被告人はICTRに移送された後も冒頭審問まで二二日間拘束されていたが、この拘束についても「極めて不当な遅滞に該当する」と判断した。⁽²⁹⁾ これらの違法行為の救済措置として上訴裁判部は、起訴の取り消しは不適切であるが、Semanza事件及びBarayagwiza事件の先例にならない、減刑が適切であるとした。この決定に基づき、後に被告人には二つの終身刑判決及び一五年の拘禁刑が妥当とされていたところを、四五年間の拘禁刑へと一本化され減刑された。⁽³⁰⁾

3 Barayagwiza 事件

ここまで違法性の判断権限に関する下級審と上級審の態度の違いを紹介したが、次に上級審において救済手段について判断が分かれた例を見る。Barayagwiza事件においてICTR上訴裁判部は一九九九年に被告人の釈放を命令する決定を下したが、後に二〇〇〇年に当該決定を覆し、裁判の継続を命令した。一見すると自己矛盾をきたしているかに見えるこの二つの決定を以下で検討する。

(1) 事件の概要

本件の被告人 Jean-Bosco Barayagwiza は、ICTR に行われた「メディア裁判」⁽³¹⁾と称される事件の被告人の一人である。同人は外務省の元官僚であったが、ルワンダにおいてツチ族とフツ族との間の対立を激化し民衆に大量虐殺を教唆したと悪名の高い放送局の関係者として、ジェノサイド罪及び人道に対する罪の容疑で起訴された。しかし、ICTR が同人に注目し立件に至る以前に、同人に対してはルワンダ及びベルギーの両国が刑事責任を追及するべく逮捕状を発付していたのであり、その点、ICTR はこれら国家当局の後手に回っていた。また、後に紹介するように ICTR で裁判を開始しつつも手続違反を根拠として訴追を中断したことから、重大な国際法上の犯罪処罰の徹底を求める声やルワンダ政府からは当該事件の処理のみに関わらず ICTR の存在そのものへの反発を招き、ICTR の機能麻痺をもたらしかねない危機を生んだ事件である。

本稿では、被告人により提起された抗弁——不当に長期の抑留並びに被疑事実及び被疑者の人権についての告知の遅延といった人権侵害が行われたことを理由とする起訴取り消しの請求に注目する。被告人は、ICTR に移送される前に、カメルーンにおいて不当に長期の拘束を受け、なおかつ ICTR においても長期の拘束を受けたこと、さらに、被疑事実に関する告知に長期の遅延があったと主張し、人権侵害の救済を訴えた。被告人の主張を検討するため、被告人が逮捕され ICTR に移送されるまでの経緯を説明する。

Barayagwiza は、一九九六年四月一五日にカメルーンにおいて逮捕された。同時期、カメルーンはルワンダの要請に基づき十数名の犯罪容疑者の逮捕に踏み切っており、Barayagwiza も大量に逮捕された者の一人であった。弁護側及び検察側は同人の逮捕を誰が要請したかについて見解を異にしていた。弁護側は、ICTR 検察官からの要請に基づきカメルーン当局によって逮捕されたと主張し、検察側は、元々はルワンダ及びベルギー当局が出した国際逮捕状を基礎として逮捕されたと主張した。その後、事実の検証が行われ、ICTR の検察が ICTR 手続証拠

規則の規則第四〇に基づき仮措置の要請を行ったのは一九九六年四月一七日であったことが判明した。また、カメルーンが当初はICTRではなくルワンダ政府からの要請を元に行動していたことは、一九九七年二月二一日、カメルーン国内裁判所がルワンダからの引渡請求を拒絶し、同人の釈放を命令したことから推測される。当該命令に基づき一旦釈放された被疑者は、規則第四〇に従ったICTR検察官の要請に基づき直ちに再逮捕された。

一九九七年二月二四日、検察官は規則第四〇bisに従い、被疑者の移送を裁判所に請求し、三月四日、裁判所はカメルーンに対して同人を仮逮捕しICTRへ身柄を引渡すよう決定した。しかし実際に身柄が引き渡されたのは正式な起訴が行われた後であった。一〇月二三日に裁判所が起訴を確認し、カメルーンに対して逮捕状及び移送命令を発付したのを受けて、ICTRの法廷地であるタンザニアのアルーシャに被告人が移送されたのは一九九七年一月一九日である。

最初の一一カ月の間、カメルーンにおける抑留はルワンダ政府からの引渡し請求によって正当化されると考えられている。しかし結論的にはルワンダへの引渡は、被疑者がルワンダに引き渡された場合には死刑に処される可能性があることを根拠としてカメルーン国内裁判所によって一九九七年二月に拒絶された。その後、彼はICTRに移送すべしとする検察官の要請に従って約九カ月にわたって拘束されたと解される。また、ICTRに移送された直後の最初の三カ月（一九九七年一月から一九九八年二月）の拘束についても被告人は違法性を主張する。しかし被告人の主張を第二裁判部は認めなかったため、被告人は上訴裁判部に事件を託した。⁽³²⁾

(2) 一九九九年一月三日決定

最初に人権侵害の存在を認定し被告人の釈放を命じた一九九九年の決定⁽³³⁾を検討する。一九九九年一月三日、上訴裁判部は被告人Barayagwizaの待遇に関して審理する管轄権を認めた上で、検察官の怠慢により発生した人権侵

害の存在を認定し、起訴を取り消し、被告人の釈放を命じた。これは同様の容疑について後に起訴又は裁判されることがないことを意味していた。

上訴裁判部は、起訴されることなくカメルーンにおいて長期に抑留されたこと及び起訴の遅延は、手続証拠規則の規則第四〇 bis が定める迅速に起訴される権利の侵害を構成すると認定した。⁽³⁴⁾ ICTR が仮逮捕及び仮抑留の命令を出した一九九七年三月四日から ICTR の権限の下で抑留されたと言え、仮抑留の期間は極めて長期にわたるため許容されない。手続証拠規則に従えば一九九七年三月四日から九〇日以内に起訴が確認されなければならないところ、⁽³⁵⁾ 実際⁽³⁵⁾に起訴されたのは、一九九七年一月二三日であったことから、規則第四〇 bis 違反を構成すると裁判所は判示した。⁽³⁵⁾ また、被疑者の ICTR への移送後九六日後に行われた冒頭審問の遅延も、ICTR 規程第一九条及び二〇条並びに手続証拠規則第七二が定める基本的な人権の侵害と判断した。⁽³⁶⁾ さらに、抑留期間中に容疑を速やかに告知される権利の侵害などを認定し、⁽³⁷⁾ 検察官の職務怠慢を批判した。⁽³⁸⁾ これらの人権侵害を認定した上で、上訴裁判部は、違法な手続が行われた場合には他の合法的な手続も中断されることを命じる原理 (abuse of process doctrine) ⁽³⁹⁾ に基づき、管轄権を行使することを控えると決定したのである。⁽⁴⁰⁾

次に手続違反による人権侵害の救済手段について、上訴裁判部は、裁判の迅速化を命令することではもはや救済とはならないとし、⁽⁴¹⁾ 規則第四〇 bis (H) を考慮して被告人の身柄はカメルーン当局に渡されるのが適当であると判断した。⁽⁴²⁾ 裁判所は、被告人に対する裁判を継続することは司法手続の誠実性に回復不能な損害を与えると考え、⁽⁴³⁾ 将来に向けてこのような重大な侵害を抑止することを考慮したと説明する。

上訴裁判部の当該決定に対しては、⁽⁴⁴⁾ 適正手続の確保という面で大きく貢献した決定として好意的に評価する声がある。ICTR に移送される前の手続においても、ICTR 検察官の怠慢により人権侵害が生じた場合には ICTR の責任が認められたからである。これに対して、違法性と救済措置との間での均衡が取れず、あまりに極端であ

るとの批判が多い⁽⁴⁵⁾。また、そもそもICTRに起訴した被疑者の裁判を中断し処罰しないという選択肢が認められるべきであるのか疑問を唱える者もいた⁽⁴⁶⁾。また、釈放の法的条件や根拠に関する疑義のみならず、その他の管轄権において被告人が裁判されることが許容されるか否か、また、ルワンダ政府との確執や進行中の平和回復プロセスとの緊張関係も問題とされた⁽⁴⁷⁾。このように本件は、そもそも国内裁判所に任されていたならば不処罰に終わることを恐れてICTRが設立されたという裁判所の設立背景やICTRの役割、犯罪の重大性と被疑者を処罰する必要性、並びに平和の確立の目的における司法の役割といった国際刑事裁判の基本的概念について再考を迫るものであった。

(3) 二〇〇〇年三月三十一日決定

被告人の釈放を命じた一九九九年一月三日の決定が下された後、一九九九年二月一日に検察官は、手続証拠規則の規則第一二〇に基づき再審の要請を提出した。そこで上訴裁判部は前述の一九九九年一月三日判決の凍結を命令し、検察官の抗弁が審議されるまで被疑者の拘束を確保した。そして二〇〇〇年三月三十一日、上訴裁判部は人権侵害の存在を認めつつも、新事実に基づいて再考するならば一九九九年の決定が命じた被告人の釈放という救済措置は不適切であると判断し、裁判の続行を可能としたのである⁽⁴⁸⁾。当該決定については、結論は妥当としつつも判断を行う法的根拠については批判が多い。以下で検証する。

検察官の再審請求はICTR規程第二五条を法的根拠とする。ICTR規程第二五条は、裁判時に知られておらず、なおかつ判決に至るに決定的な要素となりえた新事実が発見された場合に、判決の再審請求を許容する。また、手続証拠規則の規則第一二〇は、このような状況における条件について定めている。規則第一二〇は、新事実の発見については、裁判所の手続段階において主張する側が知らなかったこと、及び努力によっても発見することがで

きなかったことを条件としている。さらに規則第一二二に従い、先行判決の再審の前提として裁判所は、それが証明されていたならば決定に至るに決定的な要素を構成しえたか否かを判断しなければならぬ。

それではどのような「新事実」に基づき裁判所は先の判定を覆したのであるか。当該事件において主張された「新事実」の幾つかは、実際、上訴裁判部の手続の初期段階で知られていたものであり、新事実とみなすこととはできないと批判されている。例えば「新事実」の一つは、一九九六年三月、四月及び五月のカメルーン国内裁判所における手続の書類であった。それら書類は、Barayagwizaが既にICTR検察官によつて追及されている犯罪の性質について知っていたことを示しており、容疑の性質について情報を与えられることなく一ヶ月の間拘束されていたとする被告人の主張を反駁するものであった。これは、一九九六年五月にカメルーン国内裁判所において、同人はルワンダではなくICTRこそが管轄権を有していると強調することによりルワンダからの引渡要請に異議を申し立てたと記録されていたためである。この「新事実」に基づき、ICTR上訴裁判部は、容疑の一般的な性質を通知されることについて遅延があったとしてもそれは三週間未満であり、それは確かに遅滞なく告知される権利の侵害ではあるが、一九九九年一月三日決定が認めた一ヶ月もの期間の違反とは異なると述べたのである。⁽⁴⁹⁾しかしカメルーン国内裁判所の書類は新しく発見されたものでもなく、また、同人が被疑事実を知っていたことがICTR検察局の遅滞なく通知する義務の履行を免除するものでもないことから、上訴裁判部の判断根拠に疑問が持たれている。

また、ICTRの要請に基づき行われた一九九七年の拘束期間に関する新証拠とは、カメルーン最高裁判所判事からの報告書であり、同報告書は、遅延の責任はカメルーン当局にあると記していた。さらに上訴裁判部は、カメルーンの米国大使館及びICTR検察官はアルーシャへの移送の手続を早めようと努力していたとする米国大使の発言を考慮に入れた。これらの新しい証拠は、カメルーンは容疑者を移送する意思を持っていたとする一九九九年

決定の判断根拠を反証するとされた。そこで二〇〇〇年決定では、上訴裁判部は抑留中の手続の遅延は、ICTR 検察官ではなくカメルーン当局の怠慢に原因があると判断したのである。しかしこれらの事実がICTR 規程第二五条の条件を満たし検察官が知ることができず、手続証拠規則が定めるように検察官によって発見されたと言えるか、疑問が唱えられている。⁽⁵⁰⁾

検察官によって提出された新事実を考慮した結果、上訴裁判部は二〇〇〇年三月三十一日、先の釈放命令を取り消す決定を下した。上訴裁判部は新しく発見された事実に基づき、人権侵害の責任はカメルーン国家にあると判断したためである。確かに被告人の権利は侵害されたが、その侵害の程度は一九九九年の決定が認定したほど重大なものではないことから、当該先行決定で認定された被告人の釈放という救済手段は極端すぎると判断したのである。⁽⁵¹⁾ この決定にしたがい、後にBarayagwizaは、終身刑のところ三五年の拘禁刑へと減刑された。

釈放を否定し、人権侵害の救済措置として刑の減刑又は賠償を提案した二〇〇〇年決定の結論には賛成を唱える者が多い。しかし、総体的には、一九九九年決定があまりに極端であったため、当該決定を是正するために二〇〇〇年決定は法を曲げたと評価されてもいる。⁽⁵²⁾ また、上訴裁判部は他の措置を取りえたのではないかとする批判もある。このように悪い先例を残すよりは、被疑者が公正な裁判を受けることができるルワンダ又はベルギーを含むその他の裁判所に被疑者を釈放するか、又は当該事件において責任を有する検察局チームに罰金といった制裁を与えるなどができたのではないかとの批判もあった。⁽⁵³⁾ Barayagwiza事件のこの二つの決定を先例とすることについて学者からは消極的な意見も出ているのである。

これら二つの決定を考慮し理論的な整理を試みるとするならば、上訴裁判部は、誰に違法行為の責任があるかによって救済を別としたとも解釈されうる。すなわち、ICTR 検察官に責任がある場合には裁判終了と即時釈放、これに対して被要請国に責任がある場合には、同様の救済を否定したと解釈することができるのである。ただし、

二〇〇〇年の決定において上訴裁判部は、被告人は仮に無罪と判定されたならば経済的賠償を救済として受け、有罪である場合には刑の減刑を受けるべきであると述べたこと⁽⁵⁴⁾から、国家によって行われた違反行為であっても、賠償又は減刑という形でICTRの決定に影響を与えうることを認めたと考えられる。

法的及び事実的根拠の不明確さから理論的な問題の先例としては軽視される向きもあるが、政治的にはBarayagwiza事件は大変な影響力をもっていた。特に被告人の釈放を命じた一九九九年の決定直後、ルワンダからの反発は大きく、ルワンダ政府はICTRに対する協力を一切拒否する姿勢を示すなど、ルワンダとICTRの関係に亀裂を生じさせたのである。⁽⁵⁵⁾この政治的圧力の脅威は、Nico-Navia裁判官が、政治的考慮からの裁判所の独立性を強調する意見を二〇〇〇年の決定に付して宣言したことからもうかがえる。確かに国家がICTRへの協力を拒否した場合には規程第二八条に基づき安保理に制裁を要請することが可能とされ法的義務たることを明確にする手続が整備されているが、実際に犯罪行為地であるルワンダ政府からの協力が中断された場合の影響は計り知れないものがある。ルワンダ政府からの協力がICTRの円滑な運営に不可欠であることは明白である。⁽⁵⁶⁾そもそもICTRが創設されたのは、規程に不満があったため最終的には反対をした⁽⁵⁶⁾とはいえルワンダ政府からの要求があったためであり、同国の平和及び秩序の回復並びに復興を目指すものである。大量虐殺の主要な責任者の一人であるBarayagwizaの裁判を求めているルワンダ国内裁判所を事実上差し置いて一度は刑事手続をすすめながら、手続違反を根拠として同人の釈放を命じたことは、ICTRに対する失望を招いた。さらに、ICTRの評判のみならず、国際的な正義の追求そのものを阻害すると危ぶまれたのであった。⁽⁵⁷⁾しかし二〇〇〇年の決定に基づき被疑者の釈放決定が覆され裁判が続行されたことから、結果的にはルワンダ政府の要求はとおり、裁判所とルワンダ政府との協力関係は回復した。

四 人権侵害の救済措置

国際的な裁判機関における適正手続の違反の審理は、重要な問題を含んでいる。刑事事件において被疑者の人権が侵害された場合、誰 (ICTR又は関係国) に対して、どのようにして責任を追及して (国内的又は国際的請求)、どのような救済を図るのか (救済手段)。これらの質問への回答は容易ではない。

1 裁判権への影響

前述の *Barayagwiza* 事件⁽⁵⁸⁾ などでは違法手続の存在を根拠とする抗弁が裁判所の管轄権に関する上訴という形で提起されたものもある。しかしこれは混乱の中、違法手続の救済を訴える手続の代替として管轄権への異議申し立てという形で提起され処理されただけであり、違法な手続が管轄権の存在を否定するわけではないと考える。逮捕の違法性が裁判管轄権の行使に影響を与えないことは、アイヒマン事件を審議したイスラエル国内裁判所でも確認されている。⁽⁵⁹⁾ しかし、*Barayagwiza* 事件の一九九九年決定に見られるように、手続違反の救済手段として被疑者の釈放及び事件の抹消が決定される可能性が残っている。自由権規約第九条四項も違法な抑留の救済措置として被疑者の釈放を命ずる可能性を定めており、諸国の国内手続でも被疑者の釈放や裁判の終了を命じる国もある。しかしこれらの措置は、個人が被った人権侵害の救済として、また、適正手続を確保しなかった当局に対する制裁として講じられるものであり、管轄権の行使を妨げるものであっても、管轄権の存在そのものを否定するものではない。

2 違反に対する救済措置

それでは、違法な逮捕又は抑留の被害を被った個人に対して如何なる救済措置が適切であろうか。諸国の国内手

続を参考とするならば、違法収集証拠の排除や被疑者の放免が可能な措置とされうる。

ICTR規程及び手続証拠規則ではどのような救済措置が可能であろうか。証拠については許容されない可能性が規定されているため、⁽⁶⁰⁾違法収集証拠が排除されることが可能である。しかし証拠排除の根拠は収集手続の違法性ではなく、証拠の信頼性を基礎として判断される。身柄については規則第四〇(B)や第四〇bis(H)により、仮拘留が不適切と判断された場合又は制限期間内に正式の起訴が行われない場合には、被疑者の釈放が可能である。しかし、裁判部では国家当局によって手続違反が行われた蓋然性がある場合に当該違反について審議する管轄権がICTRにないとして判断回避する態度があったことは前述のとおりである。また、Barayagwiza事件以降、違法手続を根拠として被告人の釈放を命ずることにはICTRは極めて消極的である。釈放の代わりに、違法な手続の救済として刑の減刑を認める傾向にある。⁽⁶¹⁾しかし、Barayagwiza事件で裁判所が可能な救済措置として挙げた刑の減刑又は金銭賠償については、ICTR規程又は手続証拠規則にも定めはない。ICTR手続証拠規則一〇一(D)は、刑の決定において裁判所に引き渡される前の拘留期間を考慮に入れることを可能とするが、これは違法な拘留に特別の措置として定められたものではない。

自由権規約第九条及びヨーロッパ人権条約第五条は、拘留が不法である場合にはその者の釈放を命じている。しかし各国の実行は統一されていない。当局の行為の違法性を根拠として刑事事件の消滅を救済として認める国内裁判所は多く存在するが、その態様は各国によって異なるのである。国によっては、当局の行動が被疑者の権利を侵害する意図で行われたか、それとも単なる怠慢によって引き起こされたかによって区別するものもある。

明確な条文規定の欠如から混乱を招いたICTRとは異なり、ICCでは救済措置がある程度条文化されている。ICC規程第六〇条四項⁽⁶²⁾では主として手続の続行よりも釈放を規定しており、前述の自由権規約第九条四項を考慮したものと思われる。また、ICC規程第六九条七項は違法収集証拠について、違法に収集された証拠が、そ

の信頼性に重大な疑義をもたらす場合のみならず、訴訟手続の誠実性に反するものである場合に証拠の許容性を否定している。また、ICC 規程第八五条一項は、「違法な逮捕又は抑留の被害者である者は、強制執行可能な補償請求権を有する」と定め、金銭賠償を求める権利を定めている。

3 責任主体の分断

前節では可能な救済措置について検討したが、救済措置が講じられる前提として、手続違反が認定される必要がある。すなわち救済が実現するには、違反行為について判断を行う管轄権がある機関が、違反行為を認定し、その認定に基づき救済措置を決定しなければならないのである。

国際的な刑事裁判においては特に締約国からの協力が重要であることは度々強調してきた。国際裁判所に執行機関がない以上、裁判所の命令及び判決の履行は各国の当局に頼らなければならず、被疑者の逮捕及び移送並びに刑の執行も国の協力の下で行われなければならない。国際刑事裁判機関は各々、独自の警察又は執行機関を持たないため、命令又は判決の履行には国家又はその他の主体に頼らざるを得ない。ICTR の場合には、特にルワンダ及びルワンダから被疑者が逃亡した近隣諸国の協力が不可欠である。ICTR が命令を発し、それを諸国が執行するという構図が、ICTR を創設した国連安保理決議九五五（一九九四年）及びICTR 規程第二八条に基づき協力義務が諸国に課されることにより担保されているのである。

ここで被疑者の人権保護という観点から注意を促したいのは、責任主体の問題である。通常の国内刑事手続ならば、一貫して一国という一つの責任主体の下で行われるものが、国際裁判の場合には、手続の段階によっては執行主体が異なるため、被疑者の取り扱い態様に問題があった場合にも責任の継承が行われない可能性がある。国際的な人権基準で行われるべき国際裁判において被疑者の人権が損なわれぬよう、締約国の履行態様にも裁判所が気を

配る必要があると考えられるが、ICTRは検察の要請に基づく逮捕又は抑留の執行とはいえ国家当局の行動に干渉することに躊躇するのである。

本稿第三章第一節で紹介した下級審である裁判部の諸決定に見られる裁判部の態度をまとめるならば以下のよう整理されうる。第一に、ICTRは要請を執行する国の行動態様について審理する権限を持たない。第二に、その手続過程において関係国の執行態様に何らかの手違いがあった場合、救済はICTRではなく同国に求めなければならぬ。

第一の点、すなわちICTRの要請を執行する国の行動に対するICTRの管轄権の欠如について検討する。ICTR自身が上記決定において自らの管轄権を制限したのは、主権国家によって構成されている国際社会の分権的構造を顕著に示している。アド・ホック裁判所はICCとは異なり、安保理の権威を背景とした優越性と強制力に鑑み各国の管轄権と垂直的な関係を築き上げ、ある程度国内裁判手続にも似た中央集権的な構造を確立したとも評価されている。国内裁判制度との類推から、ICTRにすべての手続段階の活動について監視する権限があると期待する者もいるであろう。しかし、Nzirora事件は、ICTRが命令を執行する国家の行動に対して管轄権を持たず、したがって監視権限もないことを明らかにしたのである。これに対しては、被要請国による被疑者の人権侵害を将来的に抑止する上では、抑留されている被疑者についてはICTRが監視することが有益であるとの意見もある。⁶⁴命令又は要請を実施する被要請国の行動を監視する権限及び機能が裁判所に認められるかは、アド・ホック国際刑事裁判所のみならずICCでも問題とされうる。

第二の点、責任の所在について考えてみよう。Nziroraなどの事例からはICTRが国家によって行われた手違いの責任から距離を置いているのが見られる。結果として、手続違反により被害を被った刑事被疑者は、要請を執行した国家当局の責任を追及しなければならないこととなる。その責任追及においてICTRは被疑者の味方と

はなり難いであろう。なぜならばICTRが最も関心を抱き問題とするのは、諸国の協力拒否の態度であり、そのような場合にICTRが取る措置については手続証拠規則の規則第五(A)にも定めがあるところである。他方で、協力的な国家がどのような態様で要請を執行するかは、それが重大な人権侵害に該当しない限り、ICTRの注意を引くか疑わしいのである。

この場合、被疑者は執行国の国内制度にのっとり責任を追及することを選択しうる。しかし、そのような国は、単にICTRの要請に応じただけであり、被疑者の逮捕等に同国が利害関心をもって行動したわけではないことから、責任を認めることには消極的でありうる。また、通常の国内事件又は国家間の引渡の場合に異議申し立てる上で利用可能な制度が、ICTRへの移送の事例においても適用可能であるか保障はない。

そもそも、被疑者が執行国に救済を求めるとは考え難い。なぜならば被疑者が求める救済とは、事件の抹消、特定の証拠の排除、刑の軽減など、ICTRの公判審理に関連するものが考えられるからである。仮にICTRに移送される前に個人が異議を申し立てることができたならば、国家による引渡行為に影響を及ぼす機会もあったであろうが、これもまた諸国の手続的な地位を考えるならば難しい。要請を執行した国自身が自らの行動の違法性を認め、その者の利益のためにICTRに対して救済を国家が求めるとも思われない。執行態様に違法性が認められ、何らかの救済が与えられうるとするならば、金銭賠償という形の救済措置が可能性が高いと思われる。

国内救済手段を尽くした後、個人は国際的な救済を求めることも可能である。例えば、関係国が自由権規約及び同規約追加議定書の批准国であるならば自由権規約委員会に救済を求めることも可能である。しかしICTR以外の機関において決定しうる救済は、賠償に留まると思われ、前述のような被告人が望む救済は難しいであろう。

以上で挙げた国内及び国際的手続を取る前提として、違法行為を行った主体が被疑者にとって明白でなければそもそも選択できない措置である。Nyiramasuhuko事件において検察と弁護側が誰が問題とされた捜査及び押収を

行ったかという事実で争っていたように、⁽⁶⁵⁾ 実際には逮捕など手続の対照とされている被疑者にとって責任主体を確認するのは困難であるという問題もある。

このようにICTRが被要請国の行動について一切の責任を否定した場合には、手続違反によって人権を侵害された個人に大変な不利益を負わせる可能性が高い。しかし、Nzirorea事件などで下級審の裁判部が取った態度とは異なり、Barayagwiza事件やSemanza事件のように上訴裁判部では被要請国の国内において生じた被疑者の人権侵害についても刑の減刑といった形でICTRにおいて救済を図ることが決定された。このように責任主体の違いはさておき、同一の刑事手続において救済が認められることが被疑者の利益に合致すると思われる。

国際的なレベルにおける適正手続の保障は、いかなる国内管轄権において制定されているものよりも低いものであつてはならないと言われている。しかし、現実には、国際的な裁判における適正手続は、国家の国内制度のものより低い場合がありうる。これは適正手続の問題のみならず人権保護の問題と関る。また、被疑者及び被告人の人権の法的保護の観点からは、ICTRが監視の役割を否定したことを残念に思う者は多いであろう。

さらに国際裁判所自体は間違いを犯すことはないとの推定が働いている。しかしこの推定は希望的観測であり、その実際の蓋然性はさておき、違法な手続が行われた場合の救済手段を整備する必要がある。アド・ホック裁判所により犯された間違いをいかに正すかの問題は未だ解決されていない。この点に関する法の欠如の問題は裁判所自体も認識しており、各々の裁判所所長は国連安保理に対して違法な逮捕、抑留、訴追又は有罪判決の被害を被った被疑者に対して賠償を与えることを可能とするために関係規程の見直しを要請したのである。⁽⁶⁶⁾

五 おわりに

法を強制力をもって適用するのが裁判制度である以上、刑事法の適用及び執行を確保するためには、ある程度は

権力的及び中央集権的な構造を要する。しかし、国際社会が主権国家が並存対峙する分権的な構造にある中では、国際刑事法の適用及び執行は諸国家の協力に大きく依存せざるをえないのである。ICTRは、ICTYとは異なり、諸国が協力的な対応を示し義務を果たす限り、UNTAES、SFOR又はKFORといった国際的な部隊による履行に依存する必要性がないことを体現していた。この点、ICTRは初期のICTYよりも格段に高い被疑者の拘束率を誇っていたのであり、関係国からの協力の確保という面ではICTYよりもはるかにICTRは勝っていたといえる。これはICTYとICTRの制度的違いが原因ではなく、犯罪行為地周辺の政治的環境の違いにあった。しかし、ICTRでは適正手続の確保が大きな問題として残った。異なる国際法上の主体によって行われるとはいえ、一事件の刑事手続において行為主体の分断が被疑者に人権侵害といった不利益をもたらさないよう注意を払う必要がある。一般論として裁判所は手続違反を認定するには消極的となることが予想される。それは裁判所自体の合法性の推定が強く働くことに加えて、諸国の信頼を失うことを恐れ、かつ協力国の主権を尊重する結果、手続の合法性を否定することに躊躇すると考えられるからである。刑罰の面では国際的な刑事裁判機関においては死刑が適用されていないことから、被疑者の人権保障の観点からは国際的な裁判機関が国内裁判所よりも優れているとの見解もある。しかし、刑事手続中の人権侵害の救済においては、行為主体が異なることによって国内裁判所における一貫した刑事手続よりも被疑者にとっては困難である可能性があることが明らかになった。

ICTRをはじめとする国際的な刑事裁判機関の創設は、国際法上の犯罪の処罰が国際社会全体の利益とみなされた結果である。それは、国際社会に法の支配を確立し、平和の確立及び維持に貢献することが究極の目的である。その上では、裁判所はその手続が「勝者の裁き」又は報復と解されるような恣意的な態様で行われるものであってはならないことはもちろんのこと、法に基づき、公正かつ中立に実施される裁判により、法への信頼性を高め、遵守を促す役割を担うと考えられる。そのためにも手続全般において人権が保障され適正手続が確保されるよう努力

が必要とされるのである。

註

- (1) 国連安保理決議九五五(一九九四年)。
- (2) 一九九一年以降に旧ユーゴスラヴィア領域で犯された国際人道法の重大な違反の責任を有する者を訴追するための国際裁判所。一九九三年、国連憲章第七章の下で行動する安保理により、決議八〇八を受けて決議八二七により設立された。
- (3) See, Eric Husketh "Hastening Justice at UNICTR", *Northwestern University Journal of International Human Rights* Vol. 3 (Spring 2005).
- (4) 国際刑事裁判所は、一九九八年七月に制定された「国際刑事裁判所に関するローマ規程」を包含する多数国間条約が発効し二〇〇二年七月に正式に活動を開始している。
- (5) ICTYにおけるミロシエビッチ元大統領の裁判など。国際司法裁判所も、逮捕状事件(コンゴ対ベルギー)において、裁判権からの免除の特権を有する者を刑事裁判にかけ処罰することができる例外の一つとして国際的な刑事裁判所で裁判される場合を挙げた。See, ICJ, *Case Concerning the Arrest Warrant of 11 April 2000*, Order of 8 December 2000 concerning the request for the indication of provisional measures, para. 61.
- (6) 本稿では、被疑者とは捜査の対象とされている者で、公訴提起された者については被告人と記す。なお、本稿における被疑者とは、必ずしもICTR手続証拠規則第二の「被疑者」と同意義で使用していない。手続証拠規則上の被疑者の定義については後述する。
- (7) *Rules of Procedure and Evidence*: 一九九五年六月二十九日に制定された後、二〇〇五年六月七日の改正を含めて一四回改正されている。改正の回数から手探りで試行錯誤を重ねている様子がうかがえるが、後述するように、本稿が取り上げる仮逮捕などの問題に関してもBarayagwiza事件の審理の継続中にもICTRは手続証拠規則の改正を行うことにより手続を改善する努力を行っていた。
- (8) 裁判所に対する協力義務を果たすために制定された国内立法の位置づけについては、古谷修一「旧ユーゴ国際刑事裁判所に対する協力義務の性格——国内実施立法の検討を中心に」『早稲田大学』第七四卷三号(一九九九年三月)、参照。
- (9) ICTR手続証拠規則第四〇(C)。
- (10) ICTR手続証拠規則第四〇(D)。
- (11) ICTR手続証拠規則第四〇bis(B)。
- (12) See, the Commentary by Bert Swart, in Andre Klip and Goran Sluiter eds., *Annotated Leading Cases of International Criminal Tribunals* (Intersentia, 2001), Vol. 2, p. 198.

- (13) ICTR手続証拠規則第四〇 bis (一) (K)。
- (14) See, Report of the Secretary General Pursuant to Paragraph 2 of Security Council Resolution 808, UN SCOR, 48th Session, para. 106, UN Doc. S/25704 (1993).
- (15) ICTR規程第二二条 (b) 参照。
- (16) Prosecutor v. Nzirorera, Case No. ICTR-98-44-T, Decision on the Defence Motion Challenging the Legality of the Arrest and Detention of the Accused and Requesting the Return of Personal Items Seized, 7 September 2000, Trial Chamber II 本件の手続証拠規則の適用について。 See, the Commentary by Mitsue Inazumi, in *Andre Klip and Goran Sluiter eds., Annotated Leading Cases of International Criminal Tribunals (Intersentia, 2003)*, Vol. 6.
- (17) Prosecutor v. Nyiramasuhuko, Case No. ICTR-97-21-T, Decision on the Defence Motion for Exclusion of Evidence and Restitution of Property Seized, 12 October 2000, Trial Chamber II, par. 26.
- (18) Prosecutor v. Ndirumpatse, Case No. ICTR-97-44-I, Decision on the Defense Motion Challenging the Lawfulness of the Arrest and Detention and Seeking Return or Inspection of Seized Items, 10 December 1999, Trial Chamber II, para. 56.
- (19) Prosecutor v. Semanza, Case No. ICTR-97-20-I, Decision on the “Motion to Set Aside the Arrest and Detention of Laurent Semanza as Unlawful”, 6 October 1999, Trial Chamber III, para. 31.
- (20) Prosecutor v. Kajelijeli, Case No. ICTR-98-44-A, Judgement, 23 May 2005, para. 197-255.
- (21) See, Sherrie L. Russell-Brown “Poisoned Chalice?: The Rights of Criminal Defendants Under International Law, During the Pre-trial Phase” *UCLA Journal of International Law and Foreign Affairs* Vol.8 (Spring-Summer 2003), pp. 139-140.
- (22) See, *ibid.*, p. 140.
- (23) Prosecutor v. Kajelijeli, Case No. ICTR-98-44-I, Decision on the Defence Motion Concerning the Arbitrary Arrest and Illegal Detention of the Accused and on the Defence Notice of Urgent Motion to Expand and Supplement the Record of 8 December 1999 Hearing, 8 May 2000, Trial Chamber II, para. 34.
- (24) *Ibid.*, para. 36.
- (25) *Ibid.*, para. 47.その後さらに被告人は違法な逮捕及び抑留を根拠として裁判所の管轄権を否定する抗弁を提起したが、裁判部は先の二〇〇〇年五月八日の決定を挙げて当該抗弁を却下した。 See, Decision of 13 March 2001, para. 6.
- (26) Prosecutor v. Kajelijeli, Judgement, supra note (20), paras. 210, 226-227.
- (27) *Ibid.*, para. 231.

- (28) *Ibid.*
- (29) *Ibid.*, para. 250.
- (30) *Ibid.*, paras. 255, 320-324.
- (31) 「メナム裁判」とは、ジェノサイドを教唆した放送局関係者三名 (Barayagwiza の他 Ferdinand Nahimana 及び Hassan Ngeze の三名) の刑事裁判である。二〇〇三年二月三日、Barayagwiza には三五年の拘禁刑が、後者二名には終身刑が宣告された。
- (32) Prosecutor v. Barayagwiza, Case No. ICTR-97-19-1, Decision on the Extremely Urgent Motion by the Defence for Orders to Review and/or Nullify the Arrest and Provisional Detention of the Suspect, 17 November 1998, Trial Chamber II.
- (33) Prosecutor v. Barayagwiza, Case No. ICTR-97-19-1, Decision, 3 November 1999, Appeals Chamber.
- (34) *Ibid.*, para. 67.
- (35) *Ibid.*, para. 100.
- (36) *Ibid.*, para. 72.
- (37) *Ibid.*, paras. 86, 106.
- (38) *Ibid.*, para. 98.
- (39) 当該原理について裁判所は諸国の国内法及び判例を引用し説明した。See, *ibid.*, paras. 73-77.
- (40) *Ibid.*, para. 72.
- (41) *Ibid.*, para. 103.
- (42) *Ibid.*, para. 107.
- (43) *Ibid.*, para. 108.
- (44) See, Cristian Defrancia "Due Process in International Criminal Courts: Why Procedure Matters" *Virginia Law Review* Vol. 87 (November 2001), p. 1406.
- (45) See, Schabas, in Annotated Reading Cases, Vol. 6, p. 265.
- (46) See, Mark C. Fleming "Appellate Review in the International Criminal Tribunals" *Texas International Law Journal* Vol. 37 (Winter 2002), pp. 150-151.
- (47) See, Meredeh Momeni "Why Barayagwiza Is Boycotting His Trial at the ICTR: Lessons in Balancing Due Process Rights and Politics", *ILSA Journal of International and Comparative Law* Vol. 7 (Spring 2001), p. 321.
- (48) Barayagwiza v. Prosecutor, Case No. ICTR-97-19-AR72, Decision (Prosecutor's Request for Review or Reconsideration), 31 March 2000, Appeals

Chamber.

- (49) *Ibid.*, para. 55.
- (50) See, Commentary by William A. Schabas, in Annotated Reading Cases, Vol. 6, p. 262-264.
- (51) Prosecutor v. Ferdinand Nahimana, Jean-Bosco Barayagwiza, and Hassan Ngeze, Case No. ICTR-99-52-T, Judgment and Sentence, 3 December 2003, paras. 1105-08.
- (52) See, Commentary by William A. Schabas, in Annotated Reading Cases, p. 265.
- (53) See, Mercedes Momeni, supra note (47), pp. 324, 328.
- (54) See, Prosecutor v. Barayagwiza, Case No. ICTR-97-19-A, Decision on the Prosecutor's Request for Review or Reconsideration, Appeal Chamber, 31 March 2000.
- (55) See, William A. Schabas "International Decision : Barayagwiza v. Prosecutor" *American Journal of International Law* Vol. 94 (2000).
- (56) UN Doc. S/PV. 3453.
- (57) Mercedes Momeni, supra note (47), p. 324.
- (58) 『この点や批判する論議や』 See, C. Fleming "Appellate Review in the International Criminal Tribunal" *Texas International Law Journal* Vol. 37 (Winter 2002), pp. 144-145.
- (59) See, Attorney-General of the Government of Israel v. Adolf Eichmann, District Court of Jerusalem, Israel, Judgment (12 December 1961), para. 41, in English Translation by E. Lauterpacht (ed.) *International Law Reports* Vol 36 (Butter worths, 1968).
- (60) ICTR手続証拠規則は以下のように定める。規則九五(証拠収集手段を根拠とする証拠の排除)「No evidence shall be admissible if obtained by methods which cast substantial doubt on its reliability or if its admission is antithetical to, and would seriously damage, the integrity of the proceedings.」
- (61) 例えば Semanza 事件においては、逮捕後に容疑を告知する手続が取られるまで一八日間の遅延があったとされる手続違反を根拠として、被告人は二五年の拘禁刑から六カ月分減刑された。See, Prosecutor v. Semanza, Case No. ICTR-97-20-T, Judgment and Sentence, 15 May 2003, Trial Chamber, and also, see the Judgment by Appeals Chamber, 20 May 2005.
- (62) ICC規程第六〇条四項は以下のように定める。「予審裁判部は、検察官による手続の許されない遅延により人が公判前に不合理な期間抑留されないことを確保しなければならない。そのような遅延が発生した場合には、裁判所は、条件付きで又は無条件でその者を釈放することを検討する。」

- (63) ICTYの場合、国連平和維持軍による逮捕が合法であるか問題とされた。Dokmanovic 事件では、逮捕の主体よりも逮捕の手法が問題とされた。See, ICTY, Prosecutor v. Mksic, Radic, Šijavcanin, and Dokmanovic, Case No. IT-95-13a-PT, Decision on the Motion for Release by the Accused Slavko Dokmanovic, 22 October 1997, Trial Chamber, paras. 57, 87, 88.
- (64) See, Cristian Defrancia, *supra* note (44).
- (65) Prosecutor v. Pauline Nyiramasuhuko, *supra* note (17), para. 8.
- (66) Letter Dated 19 September 2000 from the President of the ICTY addressed to the Secretary-General, annexed to Letter Dated 26 September 2000 from the Secretary-General addressed to the President of the Security Council, UN Doc. S/2000/904. See also, Letter Dated 26 September 2000 from the President of the ICTR addressed to the Secretary-General, annexed to Letter Dated 28 September 2000 from the Secretary-General addressed to the President of the Security Council, UN Doc. S/2000/925.